

審 第 1 9 4 9 号
答 申 第 3 3 4 号
令和6年7月25日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年5月12日付け〇〇児第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第302号

令和4年4月11日付けで審査請求人から提起された、令和4年2月28日付け〇〇児第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和4年2月28日付け〇〇児第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- （1）実施機関が本件決定において不開示とした情報のうち、児童福祉司意見の「1. 主訴」で不開示とした部分及び「4. 取り扱い経過」の2ページ目の10行目から21行目まで並びに心理診断票の「主訴と経過」で不開示とした部分を開示すべきである。
- （2）実施機関が行ったその他の決定は、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、令和4年2月15日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「〇〇児童相談所が申し立てをした『面会通信制限』についての会議内容と、その結果がわかるもの。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件開示請求に対し、児童福祉司意見（以下「本件文書1」という。）、心理診断票（以下「本件文書2」という。）及び援助方針会議録（以下「本件文書3」といい、本件文書1及び本件文書2と併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。
- （3）審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和4年4月11日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4）実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和4年5月12日付け〇〇児第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- （1）審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
 - ア 本件審査請求の趣旨
本件決定の内、本件文書3の不開示部分を取り消し、開示を求める。
 - イ 本件審査請求の理由

- (ア) 不開示理由を、千葉県個人情報保護条例 17 条 6 号に該当し、開示することにより、児童相談所の判断基準、判断要素が明らかになり、児童相談所の指導、相談、評価、判定、診断等にかかる事務の目的が達成できなくなり、事務の公正もしくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためとしている。
- (イ) 不開示となった援助方針会議録部分は、〇〇（以下「本件児童」という。）と〇〇との面会通信制限をかける必要があることを決定した記録である。結論に至った理由が記載されたものである。
- (ウ) 面会通信制限という重大な権利制限をかける際には、制限は必要最小限原則、親子への丁寧な説明の努力義務、慎重検討の記録は厚労省のガイドラインにて位置付けられているルールである。
- (エ) どのような理由で決定したのか、説明等手続きがきちんと踏まれて処分が決定されてきたのかを知る唯一の確認書面がこの記録であるため、処分がすでに決定して出されている現在においては、その経緯を明確に示さねばならない。
- (2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。
- 条例第 17 条第 6 号該当性について、「判断基準、判断要素をもって対応を決定しているかを纏めた部分であり、開示されることにより、今後の同種の事務をする際に、正しい基準や要素に基づいて判断、指導することが困難になる」とする不開示理由は、理論が成立していない。「基準を公開（ママ）したら正しい判断ができない」という理由は、言い換えれば、「基準を公開したら、恣意的で不適切な判断となる」「基準を隠したら、正しい判断ができる」という意味になり、いずれも理屈が破綻している。「基準を公開し、正しい判断を導く」が素直な理屈である。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分内容及び理由

ア 処分の内容

実施機関は、条例第 21 条 1 項に基づき、本件決定を行った。

イ 処分の理由

条例 17 条 6 号該当。開示することにより、児童相談所が個々のケースに対しどのような判断基準、判断要素をもって対応を決定しているかが明らかになり、児童相談所の指導、相談、評価、判定、診断等に係る

事務若しくは今後の同種の事務の目的が達成できなくなり、これらの事務の公正な若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。根拠条文6号ハ。

(3) 弁明の内容

ア 条例第17条第6号該当性について

本件決定のうち、本件文書3の不開示部分は、児童相談所が個々のケースに対しどのような判断基準、判断要素をもって対応を決定しているかを纏めた部分であり、開示されることにより、今後の同種の事務をする際に、正しい基準や要素に基づいて判断、指導することが困難になるため、条例第17条第6号に該当すると判断した。

イ 厚生労働省一時保護ガイドラインについて

厚生労働省一時保護ガイドラインについて、審査請求人はルールである旨を主張する。

しかしながら、審査請求人がいう厚生労働省一時保護ガイドラインはあくまで地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言にとどまり、なんら法的拘束力を有するものではなく、また本件決定に関する技術的助言でもないことから、審査請求人のルールという主張には理由がない。

以上のことから、上記のとおり、本件決定の判断は妥当である。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、本件決定を取り消して、実施機関が本件決定で不開示とした部分の開示を求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において、本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 本件決定の不開示情報について

ア 児童福祉司意見の不開示部分について

(ア) 本件文書1は、児童福祉司が作成した児童福祉司意見であると認め

られる。

実施機関は、本件文書1で不開示とした情報について、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- (イ) 審議会で見分したところ、本件文書1で不開示とされた部分のうち、「1. 主訴」で不開示とした部分及び「4. 取り扱い経過」の2ページ目の10行目から21行目までには、審査請求人が既に把握しているとみられる事実のみが記載されており、当該情報を開示したとしても、条例第17条第6号ハに掲げられているおそれがあるとは認められない。

したがって、当該情報は開示すべきである。

- (ウ) 本件文書1で不開示とされた部分のうち、「3. 児童の状況」で不開示とした部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものが記載されていると認められる。

当該情報は、条例第17条第2号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないから、同号の不開示理由に該当し、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

- (エ) 本件文書1で不開示とされた部分のうち、前記(イ)及び(ウ)を除いた部分には、本件開示請求に係る事案につき、児童相談所の職員が行った評価、判断等に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

イ 心理診断票の不開示部分について

- (ア) 本件文書2は、児童心理司が作成した心理診断票であると認められる。

実施機関は、本件文書2で不開示とした情報について、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- (イ) 審議会で見分したところ、本件文書2の「主訴と経過」で不開示とした部分には、審査請求人が既に把握しているとみられる事実のみが記載されており、当該情報を開示したとしても、条例第17条第6号

ハに掲げられているおそれがあるとは認められない。

したがって、当該情報は開示すべきである。

- (ウ) 本件文書２で不開示とされた部分のうち、「心理検査結果」で不開示とした部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものが記載されていると認められる。

当該情報は、条例第１７条第２号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないから、同号の不開示理由に該当し、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

- (エ) 本件文書２で不開示とされた部分のうち、前記（イ）及び（ウ）を除いた部分には、本件開示請求に係る事案につき、児童相談所の職員が行った評価、判断等に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第１７条第６号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ウ 援助方針会議録の不開示部分について

- (ア) 本件文書３は、本件児童の援助方針について関係職員が行った会議の結果を記載した援助方針会議録であると認められる。

実施機関は、本件文書３で不開示とした情報について、条例第１７条第６号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- (イ) 審議会で見分したところ、本件文書３で不開示とされた部分には、本件開示請求に係る事案につき、児童相談所の職員が行った評価、判断等に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第１７条第６号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(４) 結論

以上のことから、「１ 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の

判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年5月17日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和4年6月20日	反論書の写しの受理
令和6年3月22日	審議（令和5年度第11回第1部会）
令和6年4月23日	審議（令和6年度第1回第1部会）
令和6年5月28日	審議（令和6年度第2回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会